慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	キリシタン宣教師の経済活動 : とくに貿易の斡旋について
Sub Title	The activities of the early catholic missionaries as the intermediaries of trade in Japan
Author	高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1973
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.45, No.2 (1973. 1) ,p.29(145)- 51(167)
JaLC DOI	
Abstract	The activities of the early Catholic missionaries in relation to the Portuguese trade between Nagasaki and Macao had three functions. The first one was the participation of the Jesuits in the Portuguese silk trade in order to get their financial resources. The second one was that they, especially father procurador, acted as an important commercial intermediary for the Japanese merchants and the Portuguese ones in Nagasaki. Thirdly they brought silver of the Japanese to Macao, where they invested it. In this report, I treat the third function mentioned above. These economic activities until 1592 can be clarified by Valignano's " Adiciones del Sumario de Japan." Valignano says that from the early days of the Christian mission in Japan, not only Christian but also heathen daimyos asked them to invest their silver in order to get gold. From these activities the missionaries obtained nothing but embarrassment. Because the Portuguese in Macao were dissatisfied with the matter, Valignano had to negotiate with them and get their permission, having promised them to restrict the investment within 6,000 ducats in a year. In spite of the fact that Valignano's "Adiciones" does not mention Hideyoshi's request of the investment, a later Jesuit's document suggests it. Afterwards, in the seventeenth century, silk stuff as well as gold had come to be demanded. But a silk thread was not treated. The Edo Bakufu also began to ask the Jesuit missionaries the investment. From 1603 to 1604 or 1605, the Jesuit accepted a good deal of financial aid from Ieyasu. This strange event can be explained by the fact that through the trade there was an intimate relation between Ieyasu and the Jesuits. Soon, there occured the strong opposite view from within the Society of Jesus against these activities, which the Jesuit general forbade in his order. Following this order, the father visitor Francesco Pasio inserted the words of the same prohibition in the "Obediencias" of 1612. Some Jesuits such as Joao Rodriguez Giram, Carlo Spinola and Francisco Vieira etc. welcomed this prohibition in their letters. But all did not obey it at once. Francesco Pasio, in spite of the prohibition of the general, continued to accept the request, and in spring of 1612 he brought silver of the Japanese to Macao. This was probably the last investment. Because of the Bakufu's policy of prohibition of the Christianity, sooner or later these activities of the Jesuits would have come to be impossible. It can be said that these economic activities of the missionaries were brought forth by the fact that the Christian mission formed a link in the chain of the Portuguese national policies at that time.
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19730100-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

キリシタン宣教師の経済活動

――とくに貿易の斡旋について――

高瀬弘一郎

一

ここで経済活動というのを長崎・マカオ間の貿易に関する事柄に限って考えると、キリシタン宣教師の経済活動は大きく分けて次の三つの範疇に入るのではないかと思う。即ち第一に、日本イエズス会自身が長崎・マカオ間のポルトガル貿易に参加して利益を上げ、それでもって布教資金の主な部分をまかなっていた、ということ。第二には、プロクラドールを主とする長崎在住のイエズス会士が、日本人商人とポルトガル商人の間の生糸取引の仲介者として重要な役割を演じていたということ。そして第三には、宣教師が日本の大名等の依頼をうけてその銀を預かり、それをマカオにもたらして希望する商品を仕入れて来る、という貿易斡旋の働きをしたということである。以下、ここでは右の第三番目の範疇に入る経済活動について取り上げてみたい。

二

イエズス会士のこのような貿易斡旋の活動がいつから始まったものか正確に知ることは出来ない。しかしイエズス会宣教師とポルトガル商人とが一体に結びついた当時のポルトガルの日本進出の性格や、イエズス会士が日本で領主層の保護

を軸に布教を進めて行く方針をとったこと、そしてそのわが国の領主の間でポルトガル船のもたらす生糸や金等に対する需要が非常に大きかったという事実等から考えて、このイエズス会士の貿易斡旋は、かなり早い頃から行われていたことが考えられる。ヴァリニャーノは一五九二年にあらわした「アディシオネス」の中で、日本の領主等がパードレの好意を期待したことの第三番目として、パードレに貿易斡旋の働きを求めたということを挙げ、次のように記述している。

「第三番目の種類の期待として、これらいろいろな領主は、パードレ達を介して自分の銀を中国に送り、それでもって希望する金又はその他何らかの品を買入れてくれるよう望んでいる。尤も通常は金以外のものは欲しない。このことは古くから少しづつ慈悲の一種として行われるようになった。即ちキリスト教徒の領主達には何がしかの援助を与えるためであり、亦イエズス会が大変恩義をうけていた何人かの異教徒の領主に対しても、彼等の求めに応じて来た。例えばフランシスコ王〔大友〕の場合がそうで、彼はまだ異教徒であった頃に、金か生糸に投資してもらうために三、〇〇〇ドゥカドもの額を送った。またドン＝バルトロメ大村殿・ドン有馬殿・天草殿、その他何人かのキリスト教徒に対しても同じことが行われていた。しかし、これらの領主は皆かねが乏しかったので、当初は送られた額は非常に僅かであった。しかしその後キリスト教徒の領主の数が増加してゆき、京都(ミヤコ)地方の異教徒達も貿易船による儲けを望むようになった。亦関白殿が、一方では年貢の納入を金以外のものでうけるのを望まなかったために、金の価値を大巾に高めた許りか、他方では領国について絶えず転封を行うことによって、すべての領主に対して、追放や移封の時に価値をもつ現金の形にしていくらかの資産を保持するように教えたので、かねを中国に送りたいという希望が多くの大名の間に非常に強くなった。このかねはわれわれに何も利を生まないものである。亦疑いなくこれはわれわれにとって非常に煩わしいことである。そしてどうしたらわれわれがこれから解放されるのか判らない。

日本人は貧しく、性来欲が深いので、パードレ達は彼等のかねを送るのは望まないのであるが、理性に基くかぎりいか

んともし難い。キリスト教徒の領主達は、パードレ達がわれわれにこのように殆んど愛情を持たないのに、あれ程大きな特権を望むのは耐えられない、と公言している。亦、今回の迫害に当って行なったように、彼等はパードレ達に対する愛のために、自分達の生命や領国を危険に陥れることをするのであるから、パードレ達が彼等のためにかねを中国に送ってやるというようなささいな事をするのを欲しないというようなことは、忍びがたい、全く慈悲と理性に反することである。というのは彼等には外にかねを送るのを依頼する者はおらず、パードレ以外に誰も知らないからである。この外に彼等は次のように言う。即ち、われわれが自領を維持することは、われわれと同様パードレ達にとっても重要なことであるが、われわれは何がしかの資産を現金にして、関白殿に贈物をしたり奉仕をしたりせずには、自領の維持は不可能である。われわれは関白殿に絞られており何ら価値がないのに等しいからである。われわれは毎日自領を失う危険にさらされているのであるから、パードレ達はわれわれが身を全うするためにわれわれのことを助けてくれなければならないと思う。自分達のためにかねを送ってくれるのを望まないなどということは、理性と慈悲に反することだと思う、と。事実この関白殿の時代には、すべての領主にとって経費と危険が非常に増大した。そして彼の生存中もその死後も彼等が自領を維持するためにはかねが必要である。彼の生存中は彼等は毎年莫大な贈物をしなければならず、亦その死後は国中が大きな内乱と混乱に包まれるのは確かなので、何がしかの資産を現金にしておく必要があるからである。

結局、これら彼等が示すいくつかの理由により、パードレ達はまさにいかんともし難く、彼等の望みに応ぜざるをえない。というのは、もしもわれわれがそれをしなかったなら、彼等も何か別の措置をとってわれわれを一層悩ませる恐れがあるからである。なぜなら彼等は自領では絶対的な特権を持っていて、何でも望み通りのことが行えるのに反し、われわれは彼等の好意なしには何もなしえないからである。そしてもしもキリスト教徒の領主達に対してこの点いかんともし難いのなら、異教徒に対しては尚更である。彼等は非常に尊大且つ傲慢で、われわれイエズス会士に対しては望み通りのこ

とが行えると思っているからである。

この、かねを中国に送ることとは、われわれの使命からはずれたことである許りか、われわれにとって次のような二つの煩わしさを招くことになる。第一に、マカオにおいて彼等のかねを金に投資するために取引交渉の仕事をしなければならず、世話がかかることである。そしてこのことは、常に行われてきた様に、ポルトガル人の手を経て容易に行うことが出来るが、マカオの住民達がこれに反対し、それを弊害だと考えるという別の新たな煩わしさが生じている。というのは彼等は、イエズス会士達が日本人達のかねを送って金を買えば、後で日本において自分達の商品の価格を下げることになる、と述べているからである。私は昨年マカオから来た時に、これらキリスト教徒や何人かの異教徒の領主のかねを六、〇〇〇ドゥカド迄送ってもよい、という許可を同市からとりつけたが、しかしこの倍額でも日本人領主達の希望をみたすことが出来ない。しかも私は日毎にこれが増加してゆくのを懸念している。しかし神の加護をえて、当初われわれイエズス会士が日本においてそうであったように、このことから解放されるなら、現在はこれを断われずにいる多くの領主に対してはっきり拒絶出来るようになるであろう。亦司教が来任すれば、われわれは日本キリスト教界の首長である司教にこの業務を委ねようと思う。それ以外にも、われわれは関白殿の死によってこのことが緩和又はなくなることを期待している。というのは、その時になれば金は今程価値はなくなり、領主達は今程抑圧されず、今のように自領を失う恐怖と危険を抱いて日を送ることなく、従って今程何がしかの資産を現金にしたいという希望も持たなくなるであろうと思われるからである。しかしながら、日本人領主達が現在われわれイエズス会士に求めるこの種の期待は、われわれにとって出費にならないとはいえ、上述のいくつかの理由により、パードレ達にとって最大の煩わしい仕事であることは疑いない。(1)」

このヴァリニャーノの記述によって次のような事実を知ることが出来る。

一、日本の領主がパードレに銀を託して買付けを依頼したものとしては金が最も需要が大きかった。

二、このようなことがいつから行われるようになったかは、正確には記されていないが、古くから行われて来た、とあり、キリシタン布教のかなり初期の頃から見られたことが推測出来る。しかしごく最初の時期には行われていなかったことが明らかである。

三、パードレにこれを依頼した大名としては、キリスト教徒の大名は当然として、何人かの異教徒の大名も含まれていた。そして異教徒の大名にそのような便宜をはかった理由としては、相手が異教徒とはいっても、そうすることによって教会がいろいろな意味での裨益を受けることが出来る、という思惑あってのことと思われる。大友・大村・有馬及び天草といった諸侯の名があげられており、特に大友義鎮の場合は入信以前から行なっていた。

四、秀吉の全国統一が進むにつれて、九州の大名許りでなく、中央の大名の中にもこれを望むものが出て来た。このような傾向を助長したものに、当時の国内事情から諸大名の間で金に対する需要が著しく高まっていたということが指摘出来る。

五、パードレ達はこのような貿易斡旋から直接には何ら利益に浴したわけではなかった。それどころかこのような仕事はパードレにとって煩わしい、不満の種であった。しかし諸大名の強い要望の前に拒むことが出来ない、という事情であった。

六、大名から託された銀をマカオで金などにかえることはポルトガル人を通して行われたが、ポルトガル人は当然のこと乍らこれに対して強い不満を示していた。

七、ヴァリニャーノはこれが無制限に行われて、マカオのポルトガル人の間に不満が高まるのを鎮めるためにも、諸大名の依頼に応じる金額を全部で年間六、〇〇〇ドゥカド以内とする、ということでマカオ市側の了解をとりつけた。その時期についてヴァリニャーノは、「昨年マカオから来た時に」と述べており、必ずしも明確ではないが一五九〇年のこと

であろうと思われる。尤もこの六、〇〇〇ドゥカドでは要求額の半分にもみたなかったという。

尚、秀吉もこの斡旋をイエズス会士に求めていたということは、次の、一五九九年二月二十五日付長崎発、ペドロ・デ・ラ・クルスの総会長宛て書翰から明らかになる。

「(太閤様は）われわれのカーザを通してナウ船の貿易をすることを望んだ。というのは、われわれイエズス会士が日本にいなくなると、ポルトガル人達のナウ船が渡来しなくなると考えたからである。そして彼はパードレ達に対して、自分が望んでいるものを買い入れさせてくれるように依頼した。[2]」

前引のヴァリニャーノ著「アディシオネス」には、諸大名から要請があったことを述べ乍ら秀吉については触れていなかった。あるいは「アディシオネス」が作成された一五九二年までは秀吉からこのような注文はなかったものであろうか。

三

日本イエズス会士のこのような貿易斡旋の仕事は、主としてプロクラドールのパードレの手によって行われたと言ってよい。そしてプロクラドールのこのような任務については、ヴァリニャーノが一五九一年に作成した「日本のプロクラドール規則」の中に次のように規定されている。

「(プロクラドールは）別のメモ帳を持っていて、そこの一方には日本において借金をしたために負うている負債を記し、他方にはカーザの中にいろいろな人から預かる物を記載しておくように。亦同じメモ帳の別の箇所には、中国に送るべく殿達から受取るかねを記載するように。そしてナウ船が渡来して彼等にかねを渡したなら（傍点を付した箇所は文意が通らない――高瀬註記）それを消去し、そして彼等がその銀の代償に受取った物を記載するように。[3]」

このようにヴァリニャーノは、諸侯の銀を預かって貿易斡旋の働きをしたプロクラドールに対して、それに関する会計

簿をはっきりとつけておくように指示しているが、これなどは、その当時諸大名からのこの種の依頼が余りに多かったので、何か間違いが生ずるのを防ぐ意味から、記録を明細につけておく必要があったということを示すものであろう。

四

ところで、このようにイエズス会士が大名の注文に応じて貿易斡旋をしていたことに対して、一体周囲はどのような眼を向けたであろうか。まずマカオのポルトガル人は、ヴァリニャーノが前引「アディシオネス」の中で述べている通り、それに対して明らかに不満を示した。彼等は日本に商品を輸出するに当り、日本での需要の如何を充分配慮し、供給過剰からくる価格の下落を防ぐために細心の注意を払うのを常としていた。そのようなポルトガル人が、イエズス会士によって別わくの取引が行われることを歓迎した筈がない。ヴァリニャーノが年間六、〇〇〇ドゥカドのわくを設けることでマカオ側の了解をとりつけなければならなかったことは、当時ポルトガル商人の間でこの問題で日本イエズス会に対して不満が高じていたことを示すものであり、またこの金額は諸大名の希望よりははるかに少額にすぎなかったとはいえ、マカオ側からすればイエズス会に対して相当の配慮をしたものと言わなければならないであろう。

またいろいろな面で日本イエズス会に批判的であったフランシスコ会士が、この点イエズス会士に対して非難を向けたのは当然であって、例えば同会のフランシスコ・デ・モンティーリャは一五九八年三月一日付の文書の中で、日本イエズス会士の行う布教資金調達のための生糸貿易を非難した後で、次のように記述している。

「亦イエズス会士達は富裕な日本人に好意的なので、彼等のかねを同じナウ船で中国に送って投資し、同様の弊害をきたしていた。(4)」

五

イエズス会士のこのような貿易斡旋の活動が、十七世紀に入ってからも引つづきさかんに行われたことは言うまでもない。只ヴァリニャーノが「アディシオネス」を記述した当時は、諸大名の間で圧倒的に金を求める要求が強かったものが、後になると、絹織物等に対する希望も高まって来たようである。但し生糸については、全く含まれなかったとは断言出来ないが、仮令含まれても僅かではなかったかと思われる。それは、生糸の日本への輸出は、マカオの「アルマサン」の組織によって統制の下に一手に行われていたからである。そしてこのような日本に生糸を輸出する場合の特殊性から、生糸がイエズス会士の斡旋によって日本にもたらされたことはなかったということは、後で訳載するカルヴァーリョの「アポロジア」の記事から明らかになる。

十七世紀に入るとイエズス会士に対する依頼者として幕府が登場して来る。即ち、マドリードの王立史学士院図書館に架蔵されているイエズス会の記録で「日本において異教徒改宗に従事しているイエズス会修道士を非難して、フランシスコ会の一修道士が一六一七年一月にローマで発表した中傷文書(5)に対する回答」と題する一文書には次のように記述されている。

「彼（フライ・セバスチアン・デ・サン・ペドロのこと――高瀬註記）が言うには、左兵衛はイエズス会士がこれ（日本イエズス会が行った生糸貿易のこと――高瀬註記）から大きな儲け・利益をえているのを見て、貪欲な人間なので、彼等からその儲けを奪いとった、ということである。左兵衛がイエズス会士から奪いとったのは以下述べるように別のものであった。この修道士が自分の企みを立証するためにすべてを曲解していることは、ここからも明らかになる。この日本と中国の間の貿易の初めから、日本の国王達は常にイエズス会のパードレ・ジョアン・ロドリーゲス――彼は国王達と非

常に親交があった――に対し、自分達が欲しているいろいろな種類の珍らしい品物をナウ船で中国からもたらしてほしい。自分達のために、同パードレからそれを中国にいる経験豊かな、そしてイエズス会の友の何人かのポルトガル人に依頼してほしい、と頼んで来た。そこでナウ船が日本に着くと、ロドリーゲスは注文の品物を彼等の許に届けていた。他の多くの理由に加えて、このことのために彼は歓迎され、そしてそれはイエズス会士やキリスト教界に裨益して来た。左兵衛が長崎を統治するようになって後に、彼は何らかの悪事を犯し、もしもこれが国王の知るところとなれば、一庵という前任者と同じように彼が国王の寵愛を失い、追放されることは疑いなかった。彼の共犯者に当安というキリスト教徒がいたが、彼等は共に、パードレ・ジョアン・ロドリーゲスが国王と非常に親交があるので、自分達のことを告発するのではないかと恐れ、何らかの偽りのことを述べたてて国王に対して彼のことを中傷した。そして彼を中国に追放させてしまい、彼は現在そこにいる。そして国王は、それまで同パードレが自分のために斡旋してくれていた品物をその後は左兵衛に依頼した。(6)」

フランシスコ会士に対する論駁の形をとっているが、その記述の中にも、家康がイエズス会の通辞パードレ・ジョアン・ロドリーゲスに対して、希望する商品の買付けを依頼していたこと、そしてこれがロドリーゲスに対して――延いてはキリスト教会に対して家康が好意的な態度を示して来た一因であったということが的確に指摘されている。家康がイエズス会に対して一六〇三年・一六〇四年(又は一六〇五年)と二年つづけて五、〇〇〇タエルもの額の貸与をしたことがわかっているが、(7)彼がこのような手厚い援助を教会に行ったことも、貿易を通して家康とイエズス会士との間に結びつきが有ったということと無関係ではないと思う。

幕府がこのような投資を行ったのはマカオ貿易のみではなかったようである。一六一一年三月十二日付長崎発、司教セルケイラのスペイン国王宛ての書翰に次のような記事が見られる。

「もしもマニラにおいて、日本人の船と銀――その中には日本国王も投資を命じて送ったいくらかの銀が含まれている――に何か不都合が生じ、仮令戻るにしても一六一一年の六月か七月に戻らないようだと、（中略）日本国王が立腹するのではないかと懸念される。[8]」

この記録は、呂宋に赴いたわが国の朱印船に家康が銀を託して商品の買入れを依頼したことを示す史料だと解するのが妥当かも知れないが、しかし十七世紀に入って、フィリピンからスペインの商船が生糸等を積んでわが国に渡来することが漸くさかんになり、家康もそれを大いに奨励する態度を示したことを考えあわせ、家康がスペイン船に銀を託したものとることとも強ち無理だとは言えないと思う。尤もそこに宣教師が介在していたかどうかは判らないが、只後で引用する通り一六一二年の日本イエズス会の「服務規定」に、マカオと同様マニラに対してもイエズス会の貿易斡旋を禁止する事項があり、これら二つの史料の記事内容には何らかの関連があるのかも知れないが、この点を明らかにするには、更に別の関係史料の紹介を待つ外ない。

六

ところで、このような在日イエズス会士による貿易斡旋がかなりな規模で行われて来ると、当然の成行として、イエズス会の内部でこの件に関して議論がわき起ってきた。修道士がそのような任務を果すことを非難し、これを止めさせようとする意見もイエズス会の中でかなり強まったようである。そしてそのような声を反映するものといえるが、日本イエズス会の「服務規定」Obediencias の中で、これに対して次のような禁止措置がとられた。

「スマリオの規則第四十五を厳守するように。特に、われわれイエズス会士が日本内外の世俗の人々の依頼をうけて、他人の財産をあずかってはならないという点については然りである。何故ならそれが規則であり、理性に基いたものであ

る、ということ以外に、非常に大きな不都合がここからひき起されるということが経験から判るからである。それ故、聖なる服従の徳により、管区の上長達・院長達、及びプロクラドールも含め、この管区のイエズス会士全員に対して次のことを命ずる。即ち、自分自身のために売るのであれ、他人のために売るのであれ、決して他人の財産を、売ったり、代って投資したりするためにあずかってはならない。亦、投資をするために銀をあずかってはならない。たとえ単にマカオで世俗の人々に渡すためだけであっても、日本人の銀であれ、ヨーロッパ人の銀であれ、それをマカオに送ってはならない。マニラに対しても、同様のことを禁ずる。亦、管区長の明確な許可なしに、当日本で何であれ買入れたり、作らせたりすることの依頼を引受けてはならない。そして管区長は緊急なことが生じた時以外はその許可を与えてはならない。(11)」

「イエズス会士が上述のような依頼をうけてもそれをすべて自由に断ることが出来るように、清貧に関する章の第十四節で命ぜられていることを厳守するように。即ち、日本でも、他の土地でも、管区長の許可なしに対岸の外国人に喜捨を求めてはならないし、何によらず彼に頼ってはならない。そしてこのような仕事はすべて日本とマカオのプロクラドールに委ねるように。但し、管区長の許可なしに、世俗の人々のためには何事も彼に頼んではならない。常時送ってもらっていないような臨時の品、例えば金めっきの寝台・椅子、その他これに類する品がカーザのために必要で注文したい場合でも、同様の許可を必要とする。(13)」

まさに絶対的な禁令が出された。「服務規定」そのものは一五八〇年の第一回協議会以来、ヴァリニャーノとパシオの巡察使時代に開かれた何回かの協議会の巡察使裁決などを基に一六一二年にパシオが作成したものである。只、右に訳載した貿易斡旋を一切禁止した事項は、本稿で引用するこの前後のいくつかの史料の記事内容や、そこから判るイエズス会士による貿易斡旋行為の事実から判断して、一六一二年より以前に開かれた協議会の裁決などが基になったものとは考えられず、これは一六一二年にパシオによって加えられた規定事項ではないかと思う。(14)そして仮にそうであったとしても、こ

れがパシオ自身の見解によって規定されたことだとは考え難い。それよりも、その直前にローマのイエズス会本部から貿易の斡旋を禁ずる内容の指令が日本イエズス会に届き、(15)パシオは不本意ながらそれを「服務規定」の中に加えたと言ってよいようである。理由は後で述べる通り、パシオはその後も自ら右の禁令を犯し、貿易斡旋を行っているからである。一方ローマからそのような指令が届いたということは、次にあげるいくつかの史料から明らかになる。

まず一六一三年三月十日付長崎発、ジョアン・ロドリーゲス・ジランのイエズス会総会長アクワヴィーヴァ宛ての書翰に次のように記述されている。

「私は曽て管区長パードレの伴侶であると同時に、管区と長崎コレジオの院長の顧問であった。その両方の職務において私は鋭意事を処してきた。他のイエズス会士達は、カーザ内外の会員達の利益に関することについて、それ程懸念していなかったが、商業の事に関する猊下の文書を遂行しようとする管区長パードレの堅い決意は、私にも充分認められた。その他の顧問達もこの点同様であった。この猊下の命令と服務規定により、われわれは、われわれが依存している異教徒とキリスト教徒の日本人領主達や、さらには何人かの貧者や功労者の銀を中国に送って、その地でこの銀を彼等のために投資してやることから生じる多くの煩わしさ・不満、及び物質的な損失から解放された。今までこのことは親切心、及びその他善良な意図から行われたことであって、われわれの方に、教皇聖下や国王陛下からわれわれがえていた許可を明らかに犯すようなことが行われたことはないと信じている。何故なら、すべてがキリスト教界の利益のために行われて来たことであって、われわれの利益を図るためではなかったからである。(16)」

このジランの書翰の記事から、一六一三年三月十日の日付から溯ること余り遠くない時期に、イエズス会総会長アクワヴィーヴァから、従来在日イエズス会士が行って来たような貿易斡旋の行為を禁ずる旨の服務規定が日本に届いたということが判る。

このジランの書翰と大体同じ内容のことが、一六一三年三月二十一日付日本発、カルロ・スピノラの総会長宛ての書翰にも記述されている。即ち次の通りである。

「昨年私は猊下に書送り、上長達がこの管区のプロクラドールの職を私にまかせたことを申し上げて、この務めを解いてもらいたいと懇願した。それは、私はマカオで一年半同じ職についた経験があるので判っているが、私の体力を超える程非常に多忙故、その務めを心底から嫌っているからである。それ故私は、年をとる以前に、自分の体力をこのキリスト教界の開拓に用いたいと思う。これこそ私が日本に渡来した目的であり、亦このような目的があればこそ、道中の多くの難儀や危険を物ともせずに耐えてこられたのである。今再び私は同じ嘆願をくりかえす。尤も、猊下が命じた服務規定により、この職務の遂行は比較的楽になった。というのは、われわれが日本人やポルトガル人の他人の銀を代って投資することから解放されたからである。これは非常に煩わしい不満の種で修道士には不相応な大仕事であった。しかもイエズス会にとって何の利益にもならず、むしろその資産に大きな損害をかけた。そしてわれわれが投資してやる銀の所有主の間で、それを希望する余り、まるで狂気の沙汰が生じた。われわれが日本で身の安全を計り、国王に気に入るようにするには、彼の銀を預かり、それをわれわれの責任で中国に送って彼の求める品を買入れることが必要であった。彼の側近達の仲介と尽力によってそれを説得された。しかしこのために却ってわれわれは国王の不興を買い、辛うじて日本追放を免れた有様である。彼はわれわれのことを泥棒だと思い、度々そう言った。彼が別の経路から入手する場合よりもわれわれが商品を渡す値の方が高いのを知って、もうわれわれに銀を託して投資を依頼することを望まなくなった。主は、そのような手段を嘉し給わないどころか、われわれの修道士としての生活にそぐわない行為だということを明示し給うた。このような危険は多くの人々が既に以前に予測したことであった。私も猊下に何度もそのことを書送ったことを覚えている。現在われわれは曽てのように上述の銀を投資することをせずに、日本に滞在している。しかし乍ら、われわれが、それはわ

われわれの使命ではないと言って逃れても、恰もわれわれがその銀を自分の利益のために利用している——銀を受取っていないにも拘らず——かのような評判をとっている。主のお導きにより、われわれが国王陛下や他の人々の銀のお蔭で儲けたものはすべて失われ、多額の負債の外何ら資産がわれわれの手許に残らなかった。昨年ナウ船が渡来した時、プロクラドールのこのカーザを猊下に見てもらいたいと私は何度も思った程である。それは、巡察使パードレがマカオに行ったジャンク（巡察使フランチェスコ・パシオが長崎を発ったのは一六一二年三月二十二日のことであった[17]——高瀬註記）で、われわれの手によって送られた日本人達の銀——それは一八、〇〇〇クルザドをこえた——によって仕入れた商品がそのナウ船に舶載されて来たからである。そして各人にその持ち分を分配し、いろいろな種類の品物を与えるのは何週間もかかる厄介な仕事であり、その計算は迷路のようで、私や私を助けてくれた多くの人々を煩わせた。それ故日本人までもが、それは修道士には不相応な仕事であると言っていた。私は、これを経験した一パードレが次のように語ったのは誇張だと思っていた。即ち、他人の銀を代って投資することは全く世俗的なことなので、上長達もそれを強いることは出来ない、と。しかし私は、その仕事の困難を体験した後は、彼が確かな根拠をもってそう言ったのだということが判った。そして何人かのパードレがこのプロクラドールの職を引受けることを嫌った理由は、すべてこの点にあった。というのは、イエズス会の資産を商うことはそれ程不利なことではなく、しかもそれは日本のプロクラドールよりもむしろマカオに駐在するプロクラドールの仕事だからである。それ故、猊下がまさに途方にくれるような耐え難いこの務めを解いて下さったことに対し、私は深く感謝する[18]。」

このスピノラの書翰も、先のジランの書翰と同様、必ずしも時期は明確でないが、いずれにしてもごく最近に、在日イエズス会士が貿易の斡旋をすることを禁ずる指令がローマの総会長から届いたことを伝え、この措置によってプロクラドールの煩わしい仕事が軽減された旨が記述されている。その外このスピノラの書翰は、一六一二年の春、巡察使パシオが

マカオに赴いた船で日本人の一八、〇〇〇クルザド以上もの銀がもたらされ、そしてすぐその年の夏にはそのかねで仕入れた商品が日本に舶載され、出資者に配分された、ということを伝えている。後で引用する一六一八年九月十九日付日本発、フランシスコ・ヴィエイラの総会長宛ての書翰によって明らかになる通り、これはパシオが総会長の禁令を犯してとった措置であった。それは兎に角として、一六〇七年・一六〇八年と二年つづけてポルトガル船が欠航した後の一六〇九年に渡来した大船ノッサ・セニョーラ・ダ・グラッサ号は、折角大量の商品を舶載して来ながら、主要な商品については陸揚げされることなく船焼討の惨事が勃発し、このため一六一〇年はポルトガル船の来航なく、翌一六一一年にポルトガル側の使者が来日して日本政府との間に貿易再開の話をまとめ、そして一六一二年になってはじめて、久しい間中断されていた長崎・マカオ間の貿易が再開されることになったが、この経緯から見て、従来からイエズス会士に斡旋を依頼して来たような日本人は、貿易再開を待ちかねたように、まだポルトガル船が渡来していない一六一二年春に早くもイエズス会士を通してマカオに多額の銀を送って商品の買付けを依頼したということが判る。

尚この一八、〇〇〇クルザドという額は、前引のヴァリニャーノ著「アディシオネス」に、彼がマカオ市当局からこの種の銀を扱う許可をえたわくとして挙げてある年間六、〇〇〇ドゥカド以内という数字を著しく上廻る。もしもヴァリニャーノがマカオと結んだという契約がこの項迄も有効であったのなら、一六一二年に至るまでの数年間はこの種の取引が事実上行われていなかったところから、この年には約束の六、〇〇〇ドゥカドを越える額の銀がイエズス会士を通してマカオに送られたものかも知れない。或いは又、年間六、〇〇〇ドゥカド以内というような契約など初めから余り守られていなかったものかも知れないが、しかしこのような点は、この種の商いが行われた実績を数量で示す史料がいくつか見出されない限り確言は出来ない。

更にこのスピノラの書翰には、何時からかは明記されていないが、日本国王がイエズス会士を通して投資をするという

ことを望まなくなった、と記述されている。先に引用したフランシスコ会士サン・ペドロに反駁したイエズス会文書に、通辞パードレ・ジョアン・ロドリーゲスの追放後は、家康は従来彼に依頼して来たものを、長崎奉行を通して行うようにした、と記載されていたが、スピノラの記述はこれと符合していると言えよう。

七

総会長から世俗の人々のために貿易の斡旋をすることを禁止する旨の指令が日本イエズス会に届き、その上で「服務規定」の中でそれが絶対的に厳禁され、そしてそのような措置をジランやスピノラが大いに歓迎したわけであるが、しかしこれを機に在日イエズス会士による貿易の斡旋がすべて断たれたわけではなかった。そしてこのような、総会長の指令を犯す振舞いが、一六一二年に「服務規定」を作成した当のパシオによって行われたことは興味深い。

一六一五年十一月五日付マカオ発、マヌエル・ディアスの総会長補佐アントニオ・マスカレーニャス宛ての書翰に次のような一節がある。

「世俗の人々が長崎のプロクラドールに対して、われわれイエズス会士の手を経て何がしかのかねを当マカオに送ってほしい旨要請するということが起った。そしてプロクラドールは彼等からそのかねを受取り、それによって儲けがえられると考えて琥珀を売ってかねをえた（傍点を付した箇所の原文は E compralo em ambre, cuidando ganharia nelle. であるが意味が不明確である）。そして当マカオのプロクラドールに書送り、船が着いたら、かねて日本に送るべく渡してあったかねを直ちに送るよう指示した。ところがマカオのプロクラドールはそのかねを持っていなかったので、適切な時期にそのかねを出資者に渡すことが出来なかった。そこで出資者は、パードレ達は自分が貸与したわけではなく、同じかねの形で送り返してもらうように渡してあったかねを、自分達の利益のために利用してしまった、ということがわかっ

た。マカオ市全体も同じように了解した。そして出資者に対する支払いが遅れ、損害をかけることになったので、当市のプロクラドールは他の人々から借りてそれを支払おうとした。(19)」

これはプロクラドールの所業を糾弾することに主眼がおかれており、何時のことを記述しているのかという点も、亦論旨も、必ずしもはっきりしないが、次に訳載する一六一八年九月十九日付日本発、フランシスコ・ヴィエイラの総会長ムチオ・ヴィテレスキ宛ての書翰になると、総会長によって禁止された後もパシオによって引つづき貿易の斡旋が行われていたことが一層明確に記述されている。

「最も大きな議論をよび、そして一番非難を買ったことは、パードレ達が天下の主のみでなく(彼に対しては断わるのは困難であろう)、その他多くの殿や領主、更にはわれわれの友である多数の普通の日本人、われわれが維持していた長崎の病院、及び司教猊下の銀を、自分達の手で無制限にマカオに送ったことである。そしてこれらの銀の大部分は、われわれ日本イエズス会のプロクラドールから、別のマカオのわれわれのプロクラドールへというルートで日本から搬出された。そしてマカオのプロクラドールはその銀を投資し、日本に返送した。このことはマカオや広東の市場で非常に大きな議論と非難を招き、日本やマカオのポルトガル人達は、イエズス会士は自分達や自分に関係する日本人のために凡てを買占めてしまい、ポルトガル人の利益を奪っている、と不満を述べていたが、それは至極尤もなことである。そしてこれらの不満はインド副王達やその他国王陛下の役人達の耳にも届き、その上インドからポルトガルやスペインにも達した。

このように大規模な上述の地域のわれわれの貿易や商業行為のために、長崎とマカオに、われわれのプロクラドール事務所が一カ所づつ設置されることになった。これらはコレジオから殆んど分離されており、厖大な量の銀と、取引をするために集って来る数多くの外部の人々をさばくために、非常に大きな建物・対人折衝及び経費を要した。これら二つのカーザは何にもましてわれわれの面目をつぶした。托鉢修道士やわれわれに対して不満を持っている世俗の人々は、これら

のことをイエズス会が管区内に有する二軒の取引所だと呼んでいた。そしてこのような呼び名でインドや国王陛下、さらには教皇聖下にも伝わり、当時ローマにおいてこれは有名であった。このようなところから、われわれに対する托鉢修道士達の弁駁と敵意が生れた。そして事実その凡ての原因はわれわれから出たものである。

このようなイエズス会の余りに行きすぎた振舞・不信用に対し、主はパードレ・クラウディオ・アクワヴィーヴァ猊下の文書によって、救済の手を延べ給うた。即ち、そこにおいて彼は、われわれが教皇聖下や国王陛下の許可をえて、マカオから日本に積出す生糸に対して例の共同の投資を行なっていた分は除き、われわれ及び他の者に対し、凡ての商業活動を厳禁した。このような措置は神聖にして必要なものであった。この禁令が発せられた後であっても、商業活動に慣れ親しんで来たわれわれイエズス会士の内の何人かの者が完全にこれから解放されるのには困難が伴った。そしてパードレ・フランチェスコ・パシオは、その後も日本からマカオに赴いた折に、マカオで投資するために他人のかねを三五、〇〇〇タエル以上もたらした。長崎のプロクラドールが、ローマから届いた文書に反すると思う旨パシオに忠告すると、彼は、その通りであるが、しかしこれはもう人々の話題にはならないことだと答えた。私は、これらの人々に対してこれを禁ずるすべを知らなかった。しかし結局今日はこのような商業活動は全くなくなっている。この点についてわれわれは主に深く感謝している。[20]」

前引の一六一三年三月二十一日付のスピノラの書翰にはそれ程はっきりとは記述されていなかったが、このヴィエイラの書翰になると、巡察使のフランチェスコ・パシオは、一六一二年三月二十二日に日本を発ってマカオに向った折に、総会長の禁令を犯して、日本人から託された銀三五、〇〇〇タエル以上もの額をもたらして投資の便宜を図ったということが明記されている。同じスピノラの書翰には、この金額が一八、〇〇〇クルザドとなっており、そのいずれが正確な数字かはわからないが、パシオは、巡察使というような地位にあり乍ら、総会長の命令を犯してまで日本人の依頼に応じ、か

なりな金額の銀をマカオにもたらしてこれで商品を仕入れ、依頼者の許に送り届けたことは疑う余地がない。これは、前に述べたように、しばらく長崎・マカオ間のポルトガル貿易が中断されていたこともあって、日本人の関係者の間に強い要望があり、それに応じないわけにはゆかなかったものであろう。

ヴィエイラは、一六一二年にパシオによって斡旋が行われて以後は、日本で総会長の命令が守られて、このような在日イエズス会士による貿易の斡旋は行われなくなったように記述している。只この点については、ヴァレンティン・カルヴァーリョが一六一七年にマカオで記述した「アポロジア」のこの問題に関する記事内容との関連もあるので、それを先にご紹介したい。即ち、これはフライ・セバスチアン・デ・サン・ペドロが「噂によるとイエズス会パードレ達はマカオのガレオン船の商品を殆んどすべて管理し、彼等の命令によって殆んどすべての商品が搭載されるので、皇帝も他の日本の殿や領主達も彼等に多額の銀を与えて、これを彼等の責任でマカオで投資し、日本で生糸を渡してもらうことにした。[21]云々」と述べたのに対して弁明する形で記述されているものであるが、次の通りである。

「日本の領主は、同パードレが言うような理由でわれわれに銀を託して日本で生糸を渡してくれるようにと依頼したことはなかった。と言うのは、われわれは決してナウ船の商品を管理したことはなく、またわれわれの手でそれが処理されたこともなかったからである。日本国王である「天下」の主は、ある種の絹織物をいくばくかと、麝香・薬、及びこれに類した小間物のような他の品々の買入れをわれわれに依頼してきた。亦何人かの日本のキリスト教徒の領主と、国王の何人かの家臣も、われわれに同じ依頼をしてきた。われわれの嘘をつかない誠実なところを彼等が信頼し、われわれならそのことを立派に果してくれるものと思ってのことであった。日本イエズス会は、もしも託されたかねを失ってわれわれの資産から支弁しなければならないような事態になるのを危惧して、「天下」の三人の為政者に働きかけて、このような依頼からわれわれを解放してもらおうとした。しかし彼等は、もしもあなた方がそのようなことをしようものなら、国王はあ

なた方を国外に追放し、キリスト教界を絶滅させてしまうであろう、と答えた。日本キリスト教界はこれら領主や家臣の全員に依存するところが大きかった。そしてもしも彼等が自分達にとって容易なことだと思っていることを、われわれが応じてやらないと、彼等は非常に立腹する。またそれを拒むだけの充分な理由もない。そこで日本の上長達は、やむをえず、キリスト教界を危険に陥れないために、われわれの資産を管理する者が、上述の領主達のためにこれらの品を代って買入れることを許可した。そしてわれわれは、われわれの手でマカオにかねを送り、広東で上述の注文品を買入れる許可をマカオ市から得た。それは、もう今日はポルトガル人の資金が少なくなっているために比較的寛大になっているとは言え、何人も日本から日本人のかねをマカオにもたらして広東の市場で投資してはならない旨の禁令が同市にあるからである。この金額は多くなかった。ただ大凡一・二回の航海については例外で、その折はナウ船が越冬したために注文が二倍に上った。しかし越冬が行われたからと言って、常に二倍になったわけではなかった。亦われわれがこのかねを上述の領主達の代理商人 feitores の手から受取るとは言っても、以上述べたようなやり方で、われわれはそれをわれわれの資産を管理している上述の世俗の人々に渡して、投資してもらった。同パードレが述べているように、このかねが生糸に投資されたというようなことは決してなかった。というのは、生糸は閉鎖された「アルマサン」によって送られており、そこには、禁止されているので日本人の生糸が入ることはない。但し、もしもパードレ・フライ・セバスチアンが「生糸」の中に「絹織物」も含めて考えているのなら話は別で、絹織物はその他の小間物と共に「アルマサン」の外で取扱われる。no.35 で述べたように[22]、時折日本において、われわれをルートに、マカオ市民の代理商人達が何人かの領主に、余りの生糸をいくらかパンカダの外で売ったことは確かである。そしてこれがわれわれイエズス会士の仲介によって行われていたところから、上に述べたようなことをこの修道士が語ったものと思うが、しかしこれがことの真相である[23]。」

年代が記されていないので何時のことか必ずしも明確ではないが、カルヴァーリョは、「アポロジア」執筆当時も依然

としてイエズス会士による貿易の斡旋が行われていたかのように記述している。そうだとすると、もうこのようなことは行われていない旨を伝える前引一六一八年九月十九日付のヴィエイラの書翰の内容と食違うが、「アポロジア」には一六一七年五月の日付があるとは言ってもマカオで記述されたものであり、著者のカルヴァーリョは一六一四年に日本からマカオに移っている。このようなわけでカルヴァーリョが「アポロジア」を記述した時には、ごく最近の日本国内の事情には必ずしも精通しているとは言えなかったわけで、矢張り前引ヴィエイラの書翰に記述されているところから、一六一二年のパシオのマカオ渡航の折を最後に、イエズス会の貿易斡旋の行為も断たれたものと考えてよいのではないかと思う。尤も、幕府の禁教政策の強化によって在日宣教師の行動の自由が急速に奪われていった当時のことであるから、仮りに一六一二年が最後でなかったにしても、早晩イエズス会士が従来行なって来たような貿易斡旋などは不可能となり、亦日本の領主等で彼等にこれを依頼する者もいなくなったであろうということは確かである。

以上、甚だ不充分ではあるが、日本イエズス会士の経済活動の一端として貿易の斡旋について述べて来た。これも、イエズス会の日本布教が、ポルトガルの国家的事業・貿易と緊密に結びついて進められる性格をもつものであったところから派生した一波紋であったと言える。

註

（1） Alessandro Valignano & José Luis Alvarez=Taladriz, Adiciones del Sumario de Japon, pp. 540—543.（岡本良知著「十六世紀日欧交通史の研究」、昭和十一年、弘文荘、六八三・六八四頁にこの引用箇所の大部分が訳載されている。）

（2） Archivum Romanum Societatis Jesu, Jap. Sin. 13-II, f. 270 v.

（3） Regras do procurador de Japão, Jap. Sin. 2, ff. 115v., 116.（J. L. Alvarez=Taladriz, Un Documento de sobre el Contrato de Armação de la Nao de Trato entre Macao y Nagasaki.「天理大学学報」第十一巻第一号所収、一四頁。野間一正訳「マカオ・長崎間貿易船のアルマサン契約に関する一六一〇年の資料」、「キリシタン研究」第十二輯所収、昭和四十二年、吉川弘文館、三七四頁）。

(4)　Archivum Franciscanum Historicum, t. XVI, Firenze, 1923, p. 407.

(5)　この一フランシスコ会士が日本イエズス会士のことを非難して一六一七年一月にローマで発表した文書というのは、同図書館に架蔵されている、フランシスコ会士フライ・セバスチアン・デ・サン・ペドロが一六一七年一月二十五日付でローマで発表した文書のことであろうと思われる（Real Academia de la Historia, Cortes, 566, ff. 184—189.）。

(6)　Cortes, 565, ff, 352v., 353.

(7)　高瀬「日本イエズス会の財政と投銀」、「史学」第四十三巻第一・二号所収、昭和四十五年、一八五・一八六頁。

(8)　Cortes, 566, f. 255v.

(9)　将軍が朱印船に銀を託して商品の買付けを依頼した例としては、一六〇九年有馬船の占城渡航に当り、家康が伽羅木買入れのために銀六〇貫目などを託したこと、一六二三年矢張り伽羅木買入れのための将軍の資金を携えた一艘が占城に出帆したことが明らかにされている（岩生成一著「朱印船貿易史の研究」、昭和三十三年、弘文堂、二七八・二七九頁）。

(10)　高瀬「十七世紀初頭におけるわが国のスペイン貿易について」、「史学」第四十五巻第一号所収、昭和四十七年。

(11)　Obediencias do P.[e] Alexandre Valignano Visitador da Provincia de Japão e China, revistas e concertadas pello P.[e] Francisco Passio Visitador da mesma Provincia para Instrucção dos Reytores, Anno de 1612, cap. 15, 15, Biblioteca da Ajuda, 49-IV-56.（このアジュダ図書館架蔵49-IV-56の文書集は、昭和六年岡本良知先生により写真製版全三冊として公刊された。ここで引用した「服務規定」Obediencias は、第三冊に収録されている。A. Valignano & J. L. Alvarez=Taladriz, Adiciones, pp. 543, 544. にこの引用箇所のスペイン語訳が掲載されている）。

(12)　前掲の Obediencias, cap. 7 da pobreza, 14. にここで引用した内容と略同じ記述が見られるが、しかし若干の相違箇所もある。

(13)　Obediencias, cap. 15, 16, Biblioteca da Ajuda, 49-IV-56.（A. Valignano & J. L. Alvarez=Taladriz, Adiciones, p. 544. にこの引用箇所のスペイン語訳が掲載されている）。

(14)　このことは、一六一二年十月二十六日付長崎発、ヴァレンティン・カルヴァーリョの総会長宛て書翰の記事によって裏付けることが出来る。「同パードレ（巡察使フランチェスコ・パシオのこと——高瀬註記）は、出発する前に（彼がマカオに向け長崎を発ったのは一六一二年三月二十二日のこと——高瀬註記）パードレ・アレッサンドレが作成した命令を編纂し、簡略にした。そして日本のプロクラドールを除き、パードレは何人も不当な商いをしたり売るために買ってはならない。外部の人々の銀をマカオに送ってはならない、という服務規定を新たに定めた。」（Jap. Sin. 15-II, f. 178.）

(15) ローマから日本にこの禁令が届いた時期は、後で引用する一六一八年九月十九日付日本発、フランシスコ・ヴィエイラの総会長宛ての書翰に、パシオが禁令を犯して、日本からマカオに赴いた折に相当額の日本人の銀をもたらした、とあるところから、遅くとも一六一一年夏以前ということになる。

(16) Jap. Sin. 15-II, f. 253.

(17) Josephus Franciscus Schütte, Introductio ad Historiam Societatis Jesu in Japonia, Romae, 1968, p. 181.

(18) Jap. Sin. 36, f. 159.

尚一六一三年七月二十一日付、スピノラの総会長宛ての書翰にも、「われわれの友である日本人又はポルトガル人のかねを投資することを猊下が禁止して以来、プロクラドールの職務の負担は比較的軽くなった。この任務はわれわれにとって多くの不快と不満の種であった。そして亦何ら利益が伴わない所か、しばしばわれわれの儲けがこれによって非常にそこなわれるような、ひどく厄介な仕事であった。このことについては既に猊下に何度も書送った通りである。そしてこの結果として、われわれに多額の負債が残った。」とあり、一六一三年三月二十一日付の書翰と略同じ内容のことが記述されている。(L. Delplace, Le Catholicisme au Japon, tome II, Bruxelles, 1910, p. 85; A. Valignano & J. L. Alvarez=Taladriz, Adiciones, p. 543.)

(19) Jap. Sin. 16-II, f. 231.

(20) Jap. Sin. 17, f. 154, 154v.

(21) Valentim Carvalho, Apologia e reposta a hum tratado feito pello P. Frei Sebastião de S. Pedro da Ordem de S. Francisco que se intitula Recopilação das causas por que o Emperador de Japão desterrou de seus reynos todos os Padres, 1617, núm. 77, Biblioteca Nazionale Centrale Vittorio Emanuele, Fondo Gesuitico, 1469.

(22) 高瀬「教会史料を通して見た糸割符」、「社会経済史学」第三十七巻第五号所収、昭和四十七年、十一頁。

(23) Valentim Carvalho, Apologia, núm. 80.

(ポルトガル語とスペイン語の史料の邦訳に当り、数カ所解釈のつかない箇所があったので、上智大学のコエリョ神父にお教えを仰いだ。銘記して謝意を表したい。)